

介護保険料を改定します

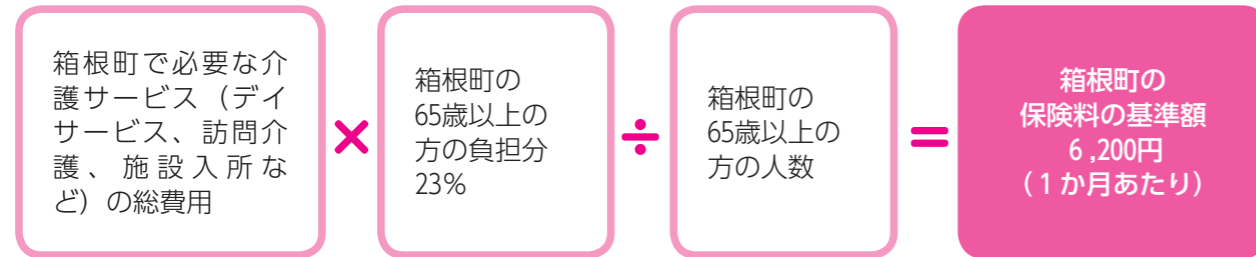
○介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする方がいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らしていただけるように、社会全体で支え合っていくためにつくられた制度です。

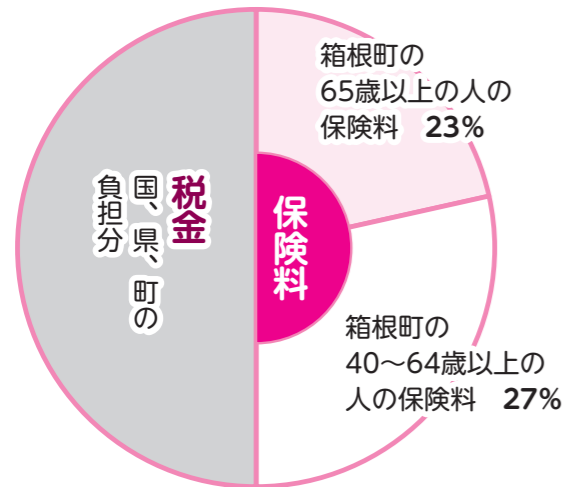
○介護保険料の算出のしかた

65歳以上の方の保険料は、介護サービス費用がまかなえるように基準額を算出し、その基準額をもとにして住民税の課税状況や所得状況などに応じて保険料額を決定します。

【基準額の決まり方】



【箱根町の介護サービスの財源】



○介護サービスの利用状況

介護サービスを利用している方は年々増加しており、それに伴って介護サービスにかかる費用も増え続けています。令和元年度に介護サービスにかかった費用は、11億5,308万円であり、平成30年度の11億1,863万円に比べて3.1%の増でした。5年度には、13億589万円を超えると推計しています。

○介護保険料の決定と通知

65歳以上の方の介護保険料は令和2年中の住民税の課税状況や所得状況に応じて決定し、6月中旬にお知らせします。

○困ったことがあったら

高齢者の方の介護や病気に関すること、日常生活に関することなど心配なことがありましたら、地域包括支援センター（85-3002）へ相談してください。

【令和3～5年度の所得段階別介護保険料】

所得段階	月額	対象者
第1段階	3,100円 (1,860円)	生活保護の受給者又は、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税又は、世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円以下
第2段階	4,340円 (3,100円)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円を超え120万円以下
第3段階	4,650円 (4,340円)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が120万円を超え
第4段階	5,580円	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円以下
第5段階	6,200円 基準額	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入と他の所得との合計が80万円を超え
第6段階	7,440円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満
第7段階	8,060円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満
第8段階	9,300円	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満
第9段階	10,540円	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満
第10段階	11,780円	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満
第11段階	13,020円	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満
第12段階	13,640円	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上

注1：カッコ内の数値は、軽減措置後の金額

照会先 福祉課 ☎85-7790

町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画を策定しました。

日本は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進み、令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になり、より多くの方が、介護が必要な状況となっていくものと予想されています。

町も同様に、総人口は減少を続ける一方、高齢者の割合は、約37%と国（約28%）や神奈川県（約25%）を上回って推移しています。

また、高齢者の人数が増えることに伴い、介護保険のサービスを必要とする方の人数も増えてきています。

介護保険は、その制度が円滑に実施されるよう、3年ごとに市町村が計画の見直しを行うことになっており、次の3つを基本目標として、今年4月から令和6年3月までの第8期計画を策定しました。

- ◎地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現
- ◎健康増進や介護予防の充実と地域で支え合う地域づくり
- ◎持続可能な介護保険サービスの充実

【箱根町の被保険者数等の推移】

単位：人

	実績値			推計値		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	11,755	11,535	11,072	10,936	10,801	10,665
第2号被保険者 (40～64歳)	3,515 (29.9%)	3,425 (29.7%)	3,335 (30.1%)	3,291 (30.1%)	3,247 (30.1%)	3,203 (30.0%)
第1号被保険者 (65歳以上)	4,283 (36.4%)	4,237 (36.7%)	4,200 (37.9%)	4,142 (37.9%)	4,080 (37.8%)	4,017 (37.7%)
65～74歳	2,151 (18.3%)	2,086 (18.1%)	2,024 (18.3%)	1,922 (17.6%)	1,818 (16.8%)	1,715 (16.1%)
75歳以上	2,132 (18.1%)	2,151 (18.6%)	2,176 (19.7%)	2,220 (20.3%)	2,262 (20.9%)	2,302 (21.6%)

住民基本台帳 各年9月末現在

《住みよい社会を目指す取組み》

●地域包括ケアシステムの推進

要介護状態がたとえ重度化しても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を具現化し、地域に根差したものとするため、次の5つを重点事項として取り組みます。

◎地域包括ケアシステムの深化・推進（地域共生社会の実現）

◎認知症施策の推進

◎介護予防・重度化防止や健康づくり施策の充実・推進

◎高齢者の権利擁護

◎地域特性によるサービスの偏りの解消と介護人材の確保

●地域支援事業の取組み

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業があり、高齢者の状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になっても地域において自立した日常生活を送れるよう、高齢者のニーズを把握し包括的な相談や支援体制を推進していきます。

照会先 福祉課 ☎85-7790